

「静岡市 政務調査費 規則」、「静岡市 政務活動費 条例案」、「全国市議会議長会 政務活動費 参考条例」別表比較

静岡市 規則 別表		静岡市 条例案 別表(比較のために項目順を並び替えてあります。)		全議 参考条例 別表(比較のために項目順を並び替えてあります。)	
項目	内容	項目	内容	項目	内容
1 研究研修費	研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は他の団体が開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、茶菓子等)	調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	調査研究費	会派が行う市(区)の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (旅費、自動車借上料、ガソリン代等)	研修費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本、原稿の作成、コピー使用料、写真現像代等)	会議費	各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費	会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
4 資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	要請・陳情活動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費	要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
5 広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報するためには要する経費 (広報紙、報告書印刷代、送料、会場費等)	資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
6 広聴費	住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を吸収するための会議等の開催に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)	資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
7 人件費	調査研究活動を補助する職員の雇用に要する経費	広報費	政務活動、市政について住民に報告するためには要する経費	広報費	会派が行う活動、市(区)政について住民に報告するためには要する経費
8 事務所費	調査研究活動のために必要な会派の事務所の管理に要する経費(事務所の維持管理費、消耗品、備品・事務機器等の購入費及び賃借料)	広聴費	住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	広聴費	会派が行う住民からの市(区)政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
9 その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動のために必要な経費	人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費	人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
		事務所費	政務活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
		その他の経費	上記以外の経費で政務活動のために必要な経費		